期間進行基準による振替額	資本剰余金	9,935,940	イ）自己収入に係る収益計上額：該当なし ウ）固定資産の取得額：美術品・収蔵品　9,935,940　建物　4,877,826　構築物　15,603,000　工具器具備品　45,556,362　ソフトウェア　3,276,000　特許権仮勘定　443,025 ③運営費交付金収益化額の積算根拠 期間が経過したので、財源として予定されていた運営費交付金の計画額を収益化
	計	3,698,065,447	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
会計基準第80第３項による振替額		—	—（該当なし）
合　　計　　額		5,602,406,460	

⑶　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高			残高の発生理由及び収益化等の計画
		業務等区分	金　　額	
19　年　度	業務達成基準を採用した業務に係る分	展覧事業	—	○業務達成基準を採用する退職手当について、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したもの。 退職手当については、今中期計画期間において計画どおりの成果を達成できる見込みであり、今中期計画期間に収益化する予定である。
		収集保管事業	—	
		教育普及事業	—	
		退職手当等	44,515,745	
		小　計	44,515,745	
	期間進行基準を採用した業務に係る分	—	—	期間進行基準を採用した業務は、上記業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務である。 中期計画の予定どおりに本事業年度に実施すべき業務を実施し、対応する運営費交付金を収益化したため、運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額は無い。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	—	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	計		44,515,745	
20　年　度	業務達成基準を採用した業務に係る分	展覧事業	—	○業務達成基準を採用する美術作品等の収集業務について、計画に基づく美術作品等を収集できなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したもの。 美術作品等の収集業務については、翌事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込みであり、翌事業年度で収益化する予定である。 ○業務達成基準を採用する退職手当について、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したもの。 退職手当については、今中期計画期間において計画どおりの成果を達成できる見込みであり、今中期計画期間に収益化する予定である。
		収集保管事業	187,703,540	
		教育普及事業	—	
		退職手当等	276,000	
		小　計	187,979,540	